

戸建・共同住宅の供給に携わる事業者の皆様へ

仕様基準を用いることで、 住宅の省エネ性能を 簡単に評価できます

共同住宅
にも対応

～仕様基準が合理化され使い勝手がさらに向上～



仕様基準を活用する5つのメリット

- 1 省エネ基準・誘導基準※への適合を簡単に確認できます!
※長期優良住宅、ZEH水準等に対応
- 2 2022年11月に基準を見直し、使い勝手が向上しています!
- 3 建築確認手続きにおいて「省エネ適合性判定」が不要です!
- 4 省エネ基準やZEH水準の省エネ性能を評価する各種制度にも活用できます!
- 5 外皮性能を「仕様基準」で確認し、一次エネルギー消費性能を計算することもできます! (2023年秋頃の実運用開始予定)

省エネ基準の適合義務化について

2022(令和4)年に公布された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』(令和4年法律第69号)により、建築物省エネ法が改正され、2025(令和7)年4月(予定)から原則全ての住宅の新築・増改築時の省エネ基準への適合が義務付けられます。

4~7 地域版

- 1 北海道
- 2 東北
- 3 関東
- 4 中部日本
- 5 関西
- 6 九州北部
- 7 九州南部
- 8 沖縄

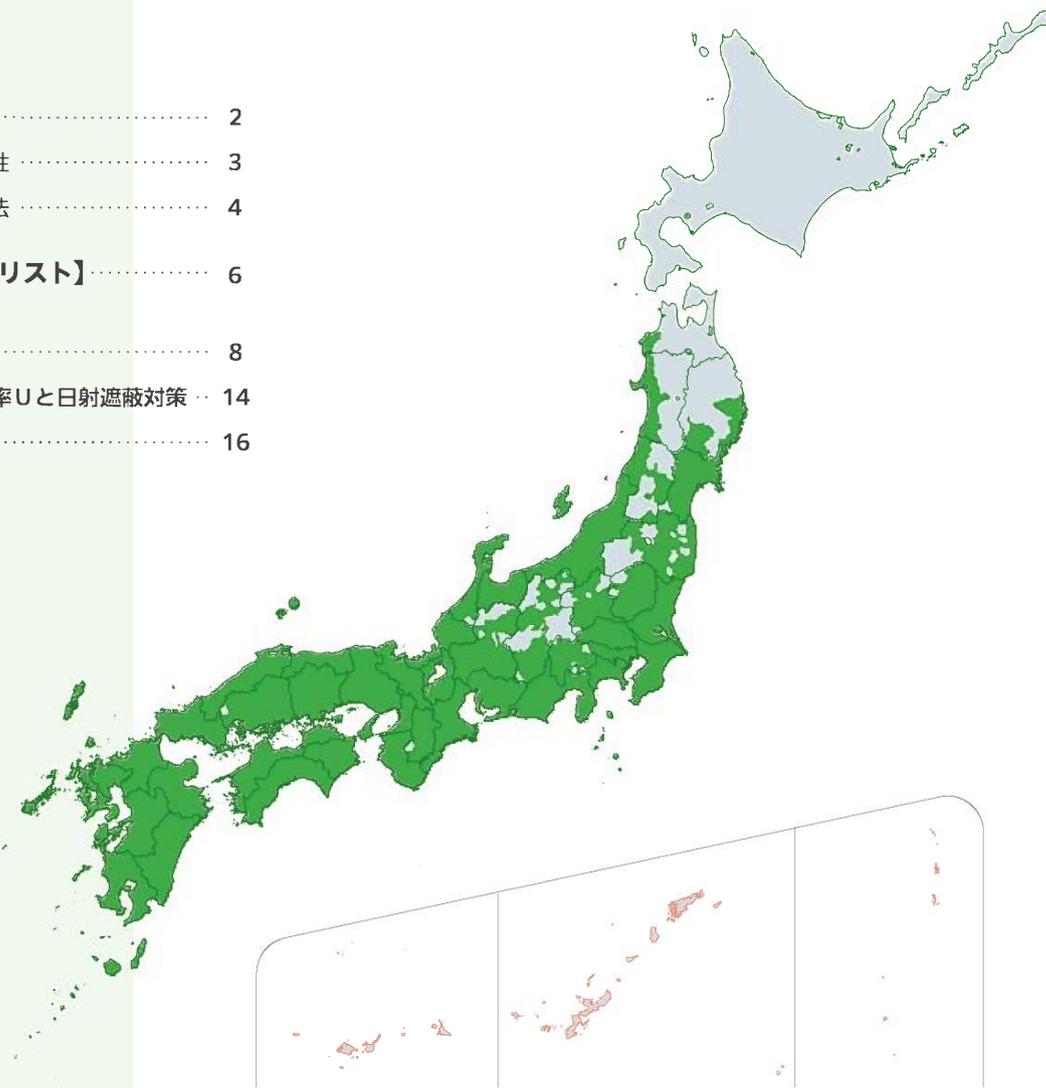
2025年
省エネ基準
適合義務化
対応版

建築物省エネ法

木造戸建住宅の 仕様基準ガイドブック

省エネ基準編

ガイドブックの使い方	2
省エネ住宅のメリットと必要性	3
省エネ基準への適否の確認方法	4
【省エネ基準適否チェックリスト】	6
1 断熱材の熱抵抗R	8
2 開口部(窓、ドア)の熱貫流率Uと日射遮蔽対策	14
3 設備機器の仕様	16



詳しい情報は裏面の
二次元コードで！

2022

4~7 地域版

2025年
省エネ基準
適合義務化
対応版

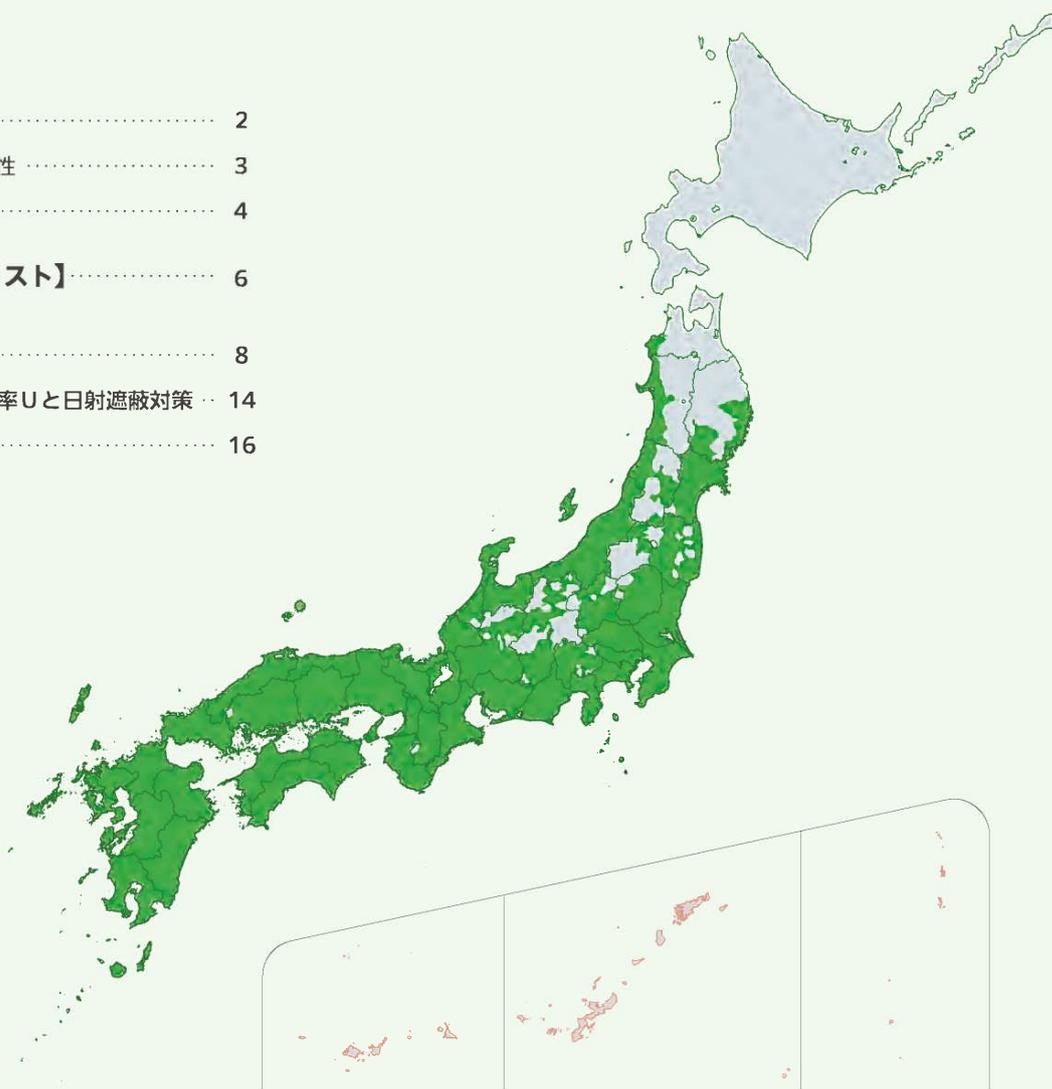
建築物省エネ法

木造戸建住宅の 仕様基準ガイドブック

誘導基準編

- 1 北海道
- 2 東北
- 3 関東
- 4 中部日本
- 5 関西
- 6 九州北部
- 7 九州南部
- 8 沖縄

ガイドブックの使い方	2
省エネ住宅のメリットと必要性	3
誘導基準への適否の確認方法	4
【誘導基準適否チェックリスト】	6
1 断熱材の熱抵抗R	8
2 開口部(窓、ドア)の熱貫流率Uと日射遮蔽対策	14
3 設備機器の仕様	16



詳しい情報は裏面の
二次元コードで！

◎本ページをコピーしてご利用ください。

省エネ基準適否 チェックリスト

作成者： _____ 記入日： _____ 年 月 日

物件名： _____

地域の区分
 ⇒ P.26~27 4地域 5~7地域

◎建設地の地域の区分を確認してください。
 ◎建設地は、都道府県名及び市区町村名を記入してください。

建設地： _____ 都 道 市 区
 _____ 府 県 町 村

1 断熱材の熱抵抗 R
⇒ P.8~13

◎断熱する部位と採用する断熱工法によって基準値が異なります。
 ◎断熱する部位とその部位の断熱工法をチェックし、「断熱材の製品名と厚さ」及び「熱抵抗 R」を記入のうえ、基準適否を確認してください。
 ◎1つの部位で複数の断熱工法を採用する場合は、それぞれの工法ごとに基準値を満たす必要があります。
 ◎1つの部位に複数の仕様がある場合は、性能が低い仕様（熱抵抗 R が小さい方）について記入してください。
 ◎該当する部位がない場合は、「該当部位なし」にチェックをしてください。

部位	断熱工法の基準値	断熱材の製品名と厚さ	熱抵抗 R [m ² ・K/W]	適否確認	
				該当部位なし	適合 不適
屋根	<input type="checkbox"/> 趾組充填：R≧4.6 <input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧4.6 <input type="checkbox"/> 外 張：R≧4.0	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ mm	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
天井	<input type="checkbox"/> 趾組充填：R≧4.0 <input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧4.0 <input type="checkbox"/> 外 張：R≧4.0	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ mm	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
壁	<input type="checkbox"/> 趾組充填：R≧2.2 <input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧2.3 <input type="checkbox"/> 外 張：R≧1.7	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ mm	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
床 （外気に接する部分）	<input type="checkbox"/> 趾組充填：R≧3.3 <input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧3.1 <input type="checkbox"/> 外 張：R≧2.5	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ mm	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
床 （その他の部分）	<input type="checkbox"/> 趾組充填：R≧2.2 <input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧2.0	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ mm	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
土間床等の外周部分の 基礎壁 （外気に接する部分）*	<input type="checkbox"/> 趾組充填：R≧1.7 <input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧1.7 <input type="checkbox"/> 外 張：R≧1.7	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ mm	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
土間床等の外周部分の 基礎壁 （その他の部分）*	<input type="checkbox"/> 趾組充填：R≧0.5 <input type="checkbox"/> 枠組充填：R≧0.5	製品名（又は断熱材の種類） 厚さ mm	R	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

*玄関、勝手口等の土間床部分の断熱を省略する場合には、当該部分を除く基礎壁について確認してください。

2 開口部(窓、ドア)の熱貫流率 U と日射遮蔽対策 ⇒ P.14~15

◎地域の区分によって基準値が異なります。
 ◎「製品名」及び「窓又はドアの熱貫流率 U」「窓の日射熱取得率 η」を記入のうえ、基準適否を確認してください。
 ◎複数の仕様がある場合は、熱貫流率 U については性能が低い仕様（熱貫流率 U が大きい方）、日射遮蔽対策については、窓の日射熱取得率 η が大きい仕様を記入してください。
 ◎5~7地域において該当する窓がない場合は、「該当部位なし」にチェックをしてください。

部位	基準値		製品名	窓又はドアの熱貫流率 U [W/(m ² ・K)]	窓の日射熱取得率 η [—]	適否確認	
	熱貫流率	日射遮蔽対策				該当部位なし	適合 不適
窓	4地域 U≦3.5	△	製品名（又は建具とガラスの種類）	U	△	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5~7地域 U≦4.7	△	製品名（又は建具とガラスの種類）	U	△	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ドア	4地域 U≦3.5	△	製品名（又は枠と戸の種類）	U	△	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5~7地域 U≦4.7	△	製品名（又は建具とガラスの種類）	U	η	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

3 設備機器の仕様 ⇒ P.16~17

△下記に記載のない設備機器(床暖房など)を設置する場合、このチェックリストは使用できません。
 ◎暖冷房設備は、暖冷房する範囲を選択したのち、各々についていずれかを選択してください。
 ◎暖冷房設備を設置しない場合は、「設置しない」にチェックをしてください。

住戸全体を暖冷房 → ダクト式セントラル空調機で、ヒートポンプを熱源とするもの

居室のみを暖冷房
 暖房と冷房の両方について以下のいずれかを選択

- パネルラジエーターで以下のいずれかを熱源とし、かつ配管に断熱被覆があるもの
 - ①~③のいずれかを選択
 - ① 石油潜熱回収型温水暖房機【エコフィール】
 - ② ガス潜熱回収型温水暖房機【エコジョーズ】
 - ③ 電気ヒートポンプ温水暖房機（フロン系冷媒に限る）
 - ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が (イ) 又は (ロ) のもの
 - FF 暖房機 (4地域に限る)

冷房 → ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が (イ) 又は (ロ) のもの

設置しない

換気設備
 右記のいずれかを選択

- ダクト式第一種換気設備(熱交換なし)で、ダクト内径が 75mm 以上で、かつ DC モーター(直流)のもの
- ダクト式第二種 又は 第三種換気設備で、ダクト内径が 75mm 以上のもの
- 壁付け式第二種 又は 第三種換気設備のもの

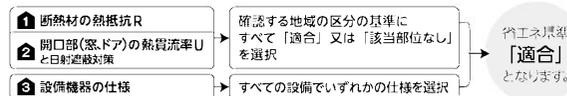
給湯設備
 右記のいずれかを選択

- 石油潜熱回収型給湯機【エコフィール】
- ガス潜熱回収型給湯機【エコジョーズ】
- 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】

照明設備

- 非居室の全ての照明に、LED 又は 蛍光灯を設置している

省エネ基準への適合確認のプロセス



省エネ基準適否

適合 不適

設備機器の仕様

使用する暖冷房・換気・給湯・照明設備の4つの設備機器の仕様について適否を確認してください。

! 下記に記載のない設備機器（床暖房など）を設置する場合は、チェックリストでは省エネ基準への適否が確認できません。

暖冷房設備

暖冷房する範囲を選択したのち、各々についていずれかの設備機器であることを確認し、 にチェックをしてください。

住戸全体を暖冷房
 ダクト式セントラル空調機で、ヒートポンプを熱源とするもの

居室のみを暖冷房
 暖房と冷房の両方について、以下のいずれかの設備機器であることを確認してください。一部の居室に暖冷房設備機器を設置しない場合は、暖冷房設備機器を設置する居室だけで確認してください。

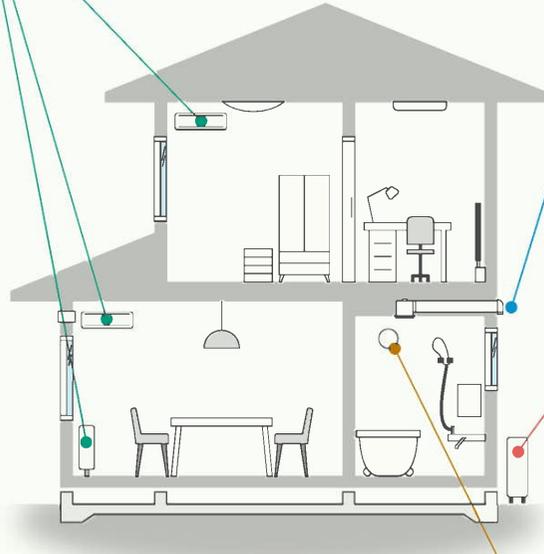
暖房 パネルラジエーターで、①～③のいずれかを熱源とし（選択してください）かつ配管に断熱被覆があるもの → 「配管の断熱被覆」はP.23を参照

- ①石油潜熱回収型温水暖房機【エコフィール】
- ②ガス潜熱回収型温水暖房機【エコジョーズ】
- ③電気ヒートポンプ温水暖房機（フロン系冷媒に限る）

- ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が（い）又は（ろ）のもの
- FF 暖房機（4地域に限る）

冷房 ルームエアコンディショナーで、エネルギー消費効率の区分が（い）又は（ろ）のもの

設置しない
 すべての居室に暖冷房設備機器を設置しない場合は、「設置しない」を選択してください。入居後に設置する場合やまだ機器が決まっていない場合は、「設置しない」を選択してください。



換気設備

以下のいずれかの設備機器であることを確認し、 にチェックをしてください。

- ダクト式第一種換気設備（熱交換なし）で、ダクト内径が75mm以上で、かつDCモーター（直流）のもの
 - ダクト式第二種 又は 第三種換気設備で、ダクト内径が75mm以上のもの
 - 壁付け式第二種 又は 第三種換気設備のもの
- 「換気設備の種類」はP.23を参照

給湯設備

以下のいずれかの設備機器であることを確認し、 にチェックをしてください。

- 石油潜熱回収型給湯機【エコフィール】
- ガス潜熱回収型給湯機【エコジョーズ】
- 電気ヒートポンプ給湯機【エコキュート】

照明設備

下記であることを確認し、 にチェックをしてください。

非居室の全ての照明に、LED 又は 蛍光灯 を設置している。
 居室の照明設備については、確認不要です。 → 「非居室」はP.23を参照

ルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率の区分を調べる方法

▶ Web 等で ルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率の区分を調べる

ルームエアコンディショナーのエネルギー消費効率の区分は、（い）、（ろ）、（は）の3段階に区分されています（（い）が一番性能が高く、（ろ）（は）の順に性能が低くなります）。Web サイトで検索すると、設備機器メーカーのホームページで右図のように機種ごとのエネルギー消費効率の区分を調べることができます。



エネルギー消費効率の区分

シリーズ名	機種名	設備機器の種類	エネルギー消費効率の区分
####ABC	####001	ルームエアコンディショナー	（い）
	####002	ルームエアコンディショナー	（い）
	####003	ルームエアコンディショナー	（い）
	####004	ルームエアコンディショナー	（い）
	####005	ルームエアコンディショナー	（ろ）

発令：平成28年1月29日号外国土交通省告示第266号

最終改正：令和5年9月25日号外国土交通省告示第972号

○住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準

[平成二十八年一月二十九日号外国土交通省告示第二百六十六号]

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省／国土交通省令第一号）第一条第一項第二号イ（2）及び同号ロ（2）〔現行＝二号イ（3）及び同号ロ（3）＝令和元年一一月経・国令三号により改正〕の規定に基づき、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準を次のように定める。

住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準

1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ（3）の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する国土交通大臣が定める基準は、次のとおりとする。

(1) 断熱構造とする部分

外皮については、地域の区分（基準省令第1条第1項第2号イ（1）の地域の区分をいう。以下同じ。）に応じ、断熱及び日射遮蔽のための措置を講じた構造（以下「断熱構造」という。）とすること。ただし、次のイからへまでのいずれかに該当するもの又はこれらに類するものについては、この限りでない。

- イ 居室に面する部位が断熱構造となっている物置、車庫又はこれらと同様の空間の居室に面する部位以外の部位
- ロ 外気に通じる床裏、小屋裏又は天井裏に接する外壁
- ハ 断熱構造となっている外壁から突き出した軒、袖壁又はベランダ
- ニ 玄関、勝手口その他これらに類する部分における土間床部分
- ホ 断熱措置がとられている浴室下部における土間床部分
- へ 単位住戸（基準省令第1条第1項第2号イ（1）に規定する単位住戸をいう。以下同じ。）の外皮が当該単位住戸と同様の熱的環境の空間に接している場合における当該外皮

(2) 外皮の断熱性能等に関する基準

外皮（開口部を除く。）を（1）に定めるところにより断熱構造とする場合にあつては、次のイ又はロに定める基準及びハに定める基準によること。

イ 外皮の熱貫流率の基準

鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）にあつては熱橋（構造部材、下地材その他断熱構造を貫通する部分であつて、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下イにおいて同じ。）となる部分を除いた外皮の熱貫流率（内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であつて、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。）が、その他の構造、構法又は工法にあつては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した外皮の熱貫流率が、それぞれ建築物の種類、部位、断熱材の施工方法及び地域の区分に応じ、次の表に掲げる基準値以下であること。

建築物の種類	構造、構法又は工法	部位	断熱材の施工法	熱貫流率の基準値 (単位 1平方メートル1度につきワット)				
				地域の区分				
				1及び2	3	4	5、6及び7	8
一戸建ての住宅	鉄筋コンクリート造等	屋根又は天井	内断熱	0.11	0.18	0.18	0.18	1.18
			外断熱	0.09	0.16	0.16	0.16	1.26
			両面断熱	0.17	0.24	0.24	0.24	1.26
		壁	内断熱	0.18	0.35	0.35	0.35	
			外断熱又は両面断熱	0.33	0.51	0.51	0.51	
		床	外気に接する部分	内断熱又は両面断熱	0.18	0.18	0.39	0.39
	外断熱			0.08	0.08	0.29	0.29	
	その他の部分	内断熱又は両面断熱	0.31	0.31	0.61	0.61		
外断熱		0.16	0.16	0.46	0.46			

-0.504×冷房能力（単位 キロワット）+5.88

(3) 単位住戸に採用する全般換気設備が、次のイからニまでのいずれかに該当するもの又は算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

イ 比消費電力（熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値）が0.3（単位 1時間につき1立方メートル当たりのワット）以下の換気設備

ロ 内径75ミリメートル以上のダクト及び直流電動機を用いるダクト式第一種換気設備（熱交換換気設備を採用しない場合に限る。）

ハ 内径75ミリメートル以上のダクトを用いるダクト式第二種換気設備又はダクト式第三種換気設備

ニ 壁付式第二種換気設備又は壁付式第三種換気設備

(4) 単位住戸に採用する照明設備について、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しないこと。

(5) 単位住戸に採用する給湯設備（排熱利用設備を含む。）が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は算出方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

地域の区分

1、2、3及び4

5、6、7及び8

次のイからハまでのいずれかに該当するもの

イ 石油給湯機であって、日本産業規格S2075に規定するモード熱効率が81.3%以上であるもの

ロ ガス給湯機であって、日本産業規格S2075に規定するモード熱効率が83.7%以上であるもの

ハ 二酸化炭素（CO₂）が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機であって、日本産業規格C9220に規定するふる熱回収機能を使用しない場合の年間給湯保温効率又は年間給湯効率が、地域の区分に応じ、次に掲げる基準値以上であるもの

(イ) 1の地域 3.5

(ロ) 2の地域 3.2

(ハ) 3の地域 3.0

(ニ) 4の地域 2.9

次のイからハまでのいずれかに該当するもの

イ 石油給湯機であって、日本産業規格S2075に規定するモード熱効率が77.8%以上であるもの

ロ ガス給湯機であって、日本産業規格S2075に規定するモード熱効率が78.2%以上であるもの

ハ 二酸化炭素（CO₂）が冷媒として使用された電気ヒートポンプ給湯機

附 則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則〔令和元年六月二八日国土交通省告示第二二〇号〕

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律〔平成三〇年五月法律第三三三号〕の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則〔令和元年十一月一五日国土交通省告示第七八四号〕

この告示は、令和元年十一月十六日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

附 則〔令和四年十一月七日国土交通省告示第一一〇五号〕

沿革

令和 五年 九月二五号外国土交通省告示第九七二号〔確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件等の一部を改正する告示一四条による改正〕

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行前に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）第一条の規定による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十二条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出、同法第十三条第二項若しくは第三項（これらの規定を同法第十五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の建築物エネルギー消費性能確保計画の通知、同法第十九条第一項の届出、同法第二十条第二項の通知、同法第二十七條第一項の評価を行う建築士への建築に係る設計の委託又は同法第四十一条第一項の認定の申請がされた建築物に係る外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準については、なお従前の例による。

3 この告示の施行前に住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項の住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項に規定する設計住宅性能評価及び変更設計住宅性能評価に限る。）の申請がされた住宅（同法第二条第一項に規定する住宅をいう。次項において同じ。）に係る外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する

(別添 2)

断熱材区分	熱伝導率 [W/(m・K)]	断熱材の種類例
A-1	0.052~0.051	<ul style="list-style-type: none"> ・吹込み用グラスウール (施工密度 13K、18K) ・タタミボード (15mm) ・A 級インシュレーションボード (9mm) ・シーリングボード (9mm)
A-2	0.050~0.046	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用グラスウール断熱材 10K 相当 ・吹込み用ロックウール断熱材 25K
B	0.045~0.041	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用グラスウール断熱材 16K 相当 ・住宅用グラスウール断熱材 20K 相当 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 4 号 ・A 種ポリスチレンフォーム保温板 1 種 1 号 ・A 種ポリスチレンフォーム保温板 1 種 2 号
C	0.040~0.035	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用グラスウール断熱材 24K 相当 ・住宅用グラスウール断熱材 32K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 16K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 24K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 32K 相当 ・吹込用グラスウール断熱材 30K、35K 相当 ・住宅用ロックウール断熱材 (マット) ・ロックウール断熱材 (フェルト) ・ロックウール断熱材 (ボード) ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 1 号 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 2 号 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板 3 号 ・A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板 1 種 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム A 種 3 ・A 種ポリエチレンフォーム保温板 2 種 ・A 種フェノールフォーム保温板 2 種 1 号 ・A 種フェノールフォーム保温板 3 種 1 号 ・A 種フェノールフォーム保温板 3 種 2 号 ・吹込用セルローズファイバー 25K ・吹込用セルローズファイバー 45K、55K ・吹込用ロックウール断熱材 65K 相当
D	0.034~0.029	<ul style="list-style-type: none"> ・高性能グラスウール断熱材 40K 相当 ・高性能グラスウール断熱材 48K 相当 ・A 種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号 ・A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板 2 種 ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板 1 種 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム A 種 1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム A 種 2 ・A 種ポリエチレンフォーム保温板 3 種 ・A 種フェノールフォーム保温板 2 種 2 号
E	0.028~0.023	<ul style="list-style-type: none"> ・A 種押出法ポリスチレンフォーム保温板 3 種 ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板 2 種 1 号 ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板 2 種 2 号 ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板 2 種 3 号 ・A 種硬質ウレタンフォーム保温板 2 種 4 号 ・A 種フェノールフォーム保温板 2 種 3 号
F	0.022 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・A 種フェノールフォーム保温板 1 種 1 号 ・A 種フェノールフォーム保温板 1 種 2 号

完了検査申請書・工事完了通知書提出時に必要な書類

完了検査申請書・工事完了通知書提出時に必要な書類は下表のとおりです。これらのほか地域により必要な書類が追加されることがあります。追加書類の有無については、申請予定先支店までお問い合わせください。

◇ 建築物

提出書類	備考
① ・完了検査申請書（別記第 19 号様式） ・工事完了通知書（別記第 42 号の 13 様式）	
② 委任状又はその写し	代理者による申請の場合に必要です * 1
③ 軽微な変更説明書	直前の確認（中間検査対象工事の場合は直前の中間検査）の後に軽微な変更がある場合は提出してください
④ 特定行政庁の規則や細則で指定する各種工事関係報告書類等	特定行政庁が定めている場合に必要です
⑤ 検査特例適用に要する工事写真	以下の時点で撮影した、構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真 * 2 ・屋根の小屋組み工事の工事終了時 ・構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁の工事終了時 ・基礎の配筋（鉄筋コンクリート造の基礎の場合に限る。）の工事終了時 ・その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時
⑥ 都市緑地法第 43 条第 1 項による認定書の写し	都市緑地法第 43 条第 1 項の認定を受けた場合に必要です
⑦ 直前の確認に要した図書・書類	直前の確認を弊社以外から受けた場合に限り、提出が必要です
⑧ 検査チェックシート（監理書類検査）	木造建築物・検査の特例対象建築物は原則不要です（検査の特例対象建築物のうち構造計算の審査検査を要するもの等は提出をお願いします） * 3
⑨ 建築設備監理報告書（設備関係）	* 3

省エネ適判を受けたものは下記も追加してください

⑩ 省エネ適合性判定に要した図書・書類	省エネ適合性判定を弊社以外で受けた場合に限り、提出が必要です * 4
⑪ 省エネ基準工事監理報告書	建設地の特定行政庁が規則・細則により様式を定めている場合は、特定行政庁が定める様式にてご提出ください
⑫ 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（および添付図書）	省エネ計画に係る変更が行われた場合、ご提出ください
⑬ 軽微変更該当証明申請書	省エネ計画に係る変更がルート C に該当する場合、⑫に加え⑬もご提出ください（事前に交付を受ける必要があります）

設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価又は長期優良住宅等計画の認定又は長期使用構造等の確認（以下、設計住宅性能評価等）を受けることにより省エネ適判を省略した場合は下記も追加してください		
⑭	設計住宅性能評価等に要した図書・書類	設計住宅性能評価等を弊社以外で受けた場合に限り、提出が必要です
⑮	省エネ基準工事監理報告書	建設地の特定行政庁が規則・細則により様式を定めている場合は、特定行政庁が定める様式にてご提出ください
⑯	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（および添付図書）	省エネ計画に係る変更が行われた場合、ご提出ください
⑰	検査報告書又はその写し	建設住宅性能評価を受けている場合、ご提出ください

- * 1：確認申請・計画通知時に一括して委任を受けている場合はその写しをご提出ください。
- * 2：特定工程検査対象工事の場合は、直前の特定工程検査後に行われた工事に係る部分の写真が対象です。
- * 3：弊社が定める書類。工事監理状況の確認書類として提出をお願いします。
- * 4：大臣認定、性能向上計画認定、低炭素認定を受けた場合は、各認定に要した図書・書類等

◇ 建築設備(昇降機を含む)・工作物

提出書類		備考
①	・完了検査申請書（別記第 19 号様式） ・工事完了通知書（別記第 42 号の 13 様式）	
②	委任状又はその写し	代理者による申請の場合に必要です * 1
③	軽微な変更説明書	直前の確認（中間検査対象工事の場合は直前の中間検査）の後に軽微な変更がある場合は提出してください
④	特定行政庁の規則や細則で指定する各種工事関係報告書類等	特定行政庁が定めている場合に必要です
⑤	直前の確認に要した図書	直前の確認を弊社以外から受けた場合に限り、提出が必要です

- * 1：確認申請・計画通知時に一括して委任を受けている場合はその写しをご提出ください。

以上

省エネ基準工事監理報告書

(住宅標準計算法又は仕様・標準併用法)

報告内容(以下の項目について申請図書の通り施工されたことを報告します。)

項目	報告事項	照合を行った設計図書	確認方法	確認結果
1. 基本情報	① (標準計算) 建て方、居室の構成等 (仕様・誘導仕様) 建て方	平面図	・ A・B・C	・ 適・不適
	② (標準計算) 床面積等(主たる居室、その他の居室、床面積の合計、吹抜け等)	求積図 平面図	・ A B C ・ 施工記録書	・ 適・不適
2. 外皮	① (標準計算) 熱的境界となる部位、面積 (仕様・誘導仕様) 断熱構造とする部分	平面図 立面図 断面図	・ A B C ・ 施工記録書	・ 適・不適
	② 屋根、外壁等の部位の仕様、熱貫流率	仕様書 詳細図 部位熱貫流率計算書	・ 納入仕様書 ・ 施工記録書	・ 適・不適
	③ 窓の仕様、設置状況(付属部材や庇の設置状況を含む)	仕様書 平面図 建具表	・ A B C ・ 納入仕様書・施工記録書 ・ 試験成績表	・ 適・不適
	④ 構造熱橋部の断熱補強の仕様、範囲(鉄筋コンクリート造の場合)		・ A・B・C	・ 適・不適
	⑤ (標準計算) 基礎断熱部の基礎の形状、範囲等	仕様書 基礎伏図 基礎断面図	・ A B C ・ 納入仕様書 ・ 施工記録書	・ 適・不適
3. 暖房設備	① 暖房方式、暖房設備機器の種類	仕様書 平面図	・ A・B・C ・ 納入仕様書	・ 適・不適
	② 暖房設備の仕様、性能	仕様書 平面図 設備図	・ A B C ・ 納入仕様書 ・ 施工記録書	・ 適・不適
	③ 暖房設備等の設置状況	平面図	・ A・B・C	・ 適・不適
4. 冷房設備	① 冷房方式、冷房設備機器の種類	仕様書 平面図	・ A・B・C ・ 納入仕様書	・ 適・不適
	② 冷房設備の仕様、性能	仕様書 平面図 設備図	・ A B C ・ 納入仕様書 ・ 施工記録書	・ 適・不適
	③ 冷房設備等の設置状況	平面図	・ A・B・C	・ 適・不適
5. 換気設備	① 換気方式、換気設備の仕様、性能	仕様書 平面図 設備図	・ A B C ・ 納入仕様書 ・ 施工記録書	・ 適・不適
	② 換気設備等の設置状況	平面図 設備図	・ A・B・C	・ 適・不適
6. 給湯設備	① 給湯設備の有無、熱源機の種類	仕様書 平面図	・ A B C ・ 納入仕様書 ・ 施工記録書	・ 適・不適
	② 給湯設備機器の仕様、性能	仕様書 平面図 設備図	・ A B C ・ 納入仕様書 ・ 施工記録書	・ 適・不適
	③ ふろ機能、給湯配管、水栓、浴槽の仕様等	仕様書 平面図	・ A B C ・ 納入仕様書 ・ 施工記録書・適合証明書	・ 適・不適
7. 照明設備	① 主たる居室、その他居室、非居室の照明設備の種類、制御等の設置状況	仕様書 平面図	・ A B C ・ 納入仕様書	・ 適・不適

8. 太陽光発電設備	① パワーコンディショナの定格負荷効率	仕様書 機器表	A・B・C ・ 納入仕様書 ・	適・不適
	② 太陽電池アレイの種類、容量	仕様書 機器表	A・B・C ・ 納入仕様書 ・	適・不適
	③ パネルの設置状況	パネル設置計画図	A・B・C ・ 施工記録書 ・	適・不適
9. 太陽熱利用設備	① 太陽熱利用設備の種類		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 液体集熱式太陽熱利用設備の種類、品番		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 液体集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
	④ 空気集熱式太陽熱利用設備の仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	⑤ 空気集熱式太陽熱利用設備及び集熱部の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適
10. コージェネレーション設備	① コージェネレーション機器の品番、種類	仕様書 平面図	A・B・C ・ 納入仕様書 ・	適・不適
	② 逆潮流の有無	仕様書 平面図	A・B・C ・ 納入仕様書 ・	適・不適
11. 共用部分	① 室の構成、床面積等		A・B・C ・ ・	適・不適
	② 設備の種類、仕様、性能		A・B・C ・ ・	適・不適
	③ 設備の設置状況		A・B・C ・ ・	適・不適

[注意]

1. 本様式は、「住宅標準計算法」又は「仕様・標準併用法」により建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確認した建築物に係る工事監理を対象としています。ただし、「仕様・標準併用法」においては、外皮が仕様基準の場合にのみ対応しています。
2. 対象となる設備等が無い場合は、当該設備等に係る項目の記載は不要です。
3. 「照合を行った設計図書」の欄は、建築物省エネ法施行規則第1条第1項に規定する図書のうち、工事監理で照合を行った図書を記載してください。
4. 「確認方法」の欄は、A・B・Cのうち、該当するものを○で囲んでください。Cに該当する場合は、確認に用いた具体的な書類を記載してください。

A: 目視による立会確認 B: 計測等による立会確認 C: 施工計画書・試験成績書等による確認